議会基本条例制定に向けて

中標津町議会では、議会の役割と責務を明確にし、町民に開かれた議会を実現するため「議会基本条例」の策定を進めています。

今回の条例づくりは、前期議会改革特別委員会の答申を受けた取組みであり、中標津町自治基本条例第39条第３項に「議会及び町長は、この条例の趣旨に基づき、各分野における基本条例を制定し、他の条例を体系的に整備します」と定められていることも、その根拠となっています。

自治基本条例は、町民・議会・行政が共有する自治の基本的なルールであり、議会基本条例は、そのうち議会のあり方や役割を具体的に示すものです。

策定作業は、昨年11月のグループディスカッションからスタートしました。議員同士が議会の現状や課題、これからの議会のあり方について意見を出し合い、12月の継続協議を経て、本年１月には条例の章立てを検討しました。

その後、１月27日には「議員の役割と負託される職務」をテーマとした議員研修を行い、議会と議員の責務について認識を深めました。





議員研修

さらに自治推進会議との意見交換、４月と６月には全議員からの意見聴取などを行い、議員一人ひとりの意見を持ち寄りながら条例案を具体化してきました。７月から９月にかけても集中的に協議を重ねつつ、議会報告会では策定の経過を報告し、町民の意見を受け止めながら検討を進めています。

９月末の自治推進会議との意見交換をはじめ、10月の議会モニター会議での意見交換、12月頃には皆さんの声を条例案に反映させるためのパブリックコメントも予定しています。

条例の前文では、中標津町の歴史や風土、これまで町を築いてきた人々の思いを踏まえながら、議会が町民の負託に応え、町民とともに歩み対話を重ねながら、より信頼される議会を目指すことを示す方向で検討しています。





自治推進会議との意見交換

議会基本条例は、議員のためだけのルールではありません。町民にとって「議会は何をするところなのか」「議員にはどのような役割があるのか」が分かりやすく伝わる条例とすることを大切にし、町民にも理解しやすく議会の活性化につながる条例を目指し、制定後も検証と見直しを行える仕組みを大切にします。

条例は令和９年３月定例会での制定、同年４月の施行を目指します。





議会報告会＆ミルクCaféで報告

議会運営委員会　委員長　江口（えぐち）　智子（ともこ）

みんなの声を、まちの未来に

中標津町議会基本条例を制定します

～町民とともに、よりよい未来をつくる議会へ～

中標津町議会基本条例は、町民の代表である議会が、どのような考え方で活動し、町民の皆さんとどのように関わっていくのか、その基本的なルールを定めるものです。
これまで進めてきた議会改革をさらに発展させ、「開かれた議会」「町民に信頼される議会」を目指します。



条例のここがポイント!

1 議会でしっかり議論します

- 議員同士の自由討議を大切にします
- 合意形成に努めます
- 常任委員会で調査・研究を進め、政策提言につなげます



2 委員会活動を議会活動の柱に

- 任期ごとに調査研究テーマを設定
- 町民の意見を聴きながら調査・研究
- 委員会代表質問による政策提言
- 成果や課題を引き継ぎ、継続的に取り組みます



3 町民に開かれた議会へ

- 議会報告会など、町民との対話の場を設けます
- 町民の多様な意見を議会活動に反映します
- 議会だより、ホームページなどで情報発信します



4 これからも議会改革を進めます

- 議会モニターの設置
- 議会事務局の充実
- 議会図書室の充実
- 災害時の議会機能の維持
など



5 議会自身も検証します

- 議決した政策や事業の執行状況・成果を必要に応じて評価します
- 議会の政策提言についても自己評価を行います
- 条例そのものも必要に応じて検証・見直しを行います



今後も修正予定です

これは、現在、制定に向けて作成中の「案」です。
今後、議会での協議や町民の皆さんからのご意見を踏まえ、内容を修正していく予定です。



中標津町議会